

## 市役所からのお知らせ

市役所災害対策本部  
(危機管理・防災課内：☎ 66・1089)

## 平成 30 年 7 月豪雨で被災された皆さまへ

このたびの豪雨で被災されました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。  
市では、皆さまの一日も早い生活の再建に向けて、取り組みを進めております。  
次の事項についてお知らせいたします。

## 家屋等被災状況の調査

◆今回、広域的に浸水被害のあった地域には被災されたお宅の現地調査に市職員が伺っています。他の地域において、被災されている場合は税務課まで連絡ください。

◆り災証明の発行は、調査終了後となります。

【問い合わせ先】税務課 (☎ 66・1027)

## り災証明の発行

り災証明書を市役所、西支所、加佐分室で発行します。申請書(窓口に備え付け)、印鑑、本人確認証明書(免許証や保険証など)が必要です。手数料は無料。

【問い合わせ先】税務課市民税係 (☎ 66・1026)

## 電気料金などの特別措置

【対象】家屋の全壊・半壊や床上浸水などの被害に遭い、特別措置の申し出があった人(関西電力と電気需給契約がある場合)

【内容】電気料金の支払期日の1か月延期、不使用月の電気料金の免除、工事負担金の免除など

【問い合わせ先】関西電力(株)(フリーコール☎ 0800・777・8810)

## 災害土砂の個別収集

家庭に流れ込んだ土砂は土のう袋に入れて、まとめて道路に出し、土木課へ連絡ください。個別に収集します。収集は7月25日(木)まで。土のう袋は市役所本庁、西支所、大浦会館、加佐分室でお渡しします。事業所や農地などの土砂は収集できません。

【問い合わせ先】土木課 (☎ 66・1053)

## 幼稚園・保育所(園)の保育料を減免

【対象】住家が全壊・半壊、床上浸水の被害を受けた人

【減免額】◆全壊・半壊…全額◆床上浸水…2分の1

【減免期間】7月～12月分

【申請手続き】各幼稚園・保育所(園)を通じてお知らせ

【問い合わせ先】幼稚園・保育所課 (☎ 66・1009)

## 生活物資の相談

被災された人に対する生活物資の貸し出しなどの相談をお受けします。

【問い合わせ先】市民課 (☎ 66・1006)

## 健康についての相談

健康について不安や相談がある場合に、市の保健師などが相談・問い合わせに対応します。

【問い合わせ先】健康づくり課 (☎ 65・0065)

## 災害見舞金の支給

住家で、全壊・半壊、床上浸水の被害を受けられた世帯に災害見舞金を支給します(り災証明の発行に基づき支給するため申請は不要です)。

住宅被害の状態	見舞金額
全壊	20万円
半壊	10万円
床上浸水	3万円

【問い合わせ先】福祉企画課 (☎ 66・1011)

## 被災住宅の再建等への支援

【対象者】市内の住居に自ら居住し、床上浸水以上の被害を受け、り災証明が発行される人(申請が必要です)。

【対象経費と補助限度額】

①被災住宅の再建等の経費等

被災区分	建替・購入	補修	賃借
全壊	300万円	200万円	150万円
大規模半壊	250万円	150万円	100万円
半壊	150万円	-	-
一部損壊・床上浸水	50万円	-	-

②清掃費、家具・家電製品購入費等…5万円(ただし①も利用される場合、①の補助限度額に含みます)。

③災害復興住宅融資(建替、購入、補修)と当該返済にかかる利子補給制度あり。別途要相談。

【その他】申請には「り災証明」「住民票」「工事見積書」「契約書」「被災状況(工事着手前の写真)」が必要

※受け付け開始日は後日お知らせします。

【問い合わせ先】都市計画課 (☎ 66・1048)

## 仮住居の提供

床上浸水以上の被害で、住める住居がなくなった被災者に、仮住居として公営住宅を提供します。申し込み対象者はり災した日から30日を経過していない世帯で、期間は原則入居日から1年以内。

【問い合わせ先】都市計画課 (☎ 66・1050)

## 被災ごみについて

被災ごみの拠点回収は自治会と協議のうえ終了しました。今後は個別に対応しますので市へお問い合わせください。

【問い合わせ先】生活環境課 (☎ 66・1005)

※国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料の減免については、今後、お知らせいたします。

## 市の税金の減免・相談

◆市・府民税の減免 床上浸水以上のり災で住宅・家財などに著しい被害を受けられた人については、一定の要件により市・府民税の減免制度があります。

【問い合わせ先】 税務課市民税係 (☎ 66・1026)

◆固定資産税の減免 一定規模以上の被害を受けられた家屋等の固定資産税については減免制度があります。

【問い合わせ先】 税務課資産税係 (☎ 66・1027)

◆市税の納税相談 被災された人で市税の納付が困難な人

【問い合わせ先】 税務課納税係 (☎ 66・1025)

## 府の税金の減免等

◆納付・申告などの期限延長

◆自動車税の減免 ◆被災した自動車を廃車する場合

◆被災した自動車を修理して使用する場合

◆自動車取得税の減免 ◆被災した自動車の代替自動車を取得する場合

◆個人事業税の減免 ◆事業用資産に被害を受けた場合

◆被災による傷病のため入院し事業を休止した場合

◆不動産取得税の減免 ◆取得から3か月以内の不動産が滅失・損壊した場合◆代替不動産を取得した場合

◆納税の猶予

【問い合わせ先】 平日の8時30分～17時に中丹広域振興局税務室 (☎ 62・2502)

## 国の税金の軽減・免除

◆所得税の軽減・免除

平成30年分の確定申告の際に、次のいずれかに該当する人は、所得税の軽減または免除の対象となります。

①住宅、家財などの損害額が、平成30年分の所得金額の10分の1を超える人、または、損害額のうち災害関連支出が5万円を超える人

②住宅または家財の価格の2分の1以上の損害を受け、平成30年分の所得金額が1,000万円以下になる人(災害により申告・納税等をその期日までにできないときは所轄税務署長に申請し、承認を受けることで、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される場合があります)。

※詳しくは国税庁ホームページ内のタックスアンサーに掲載されています。

【問い合わせ先】 舞鶴税務署 (☎ 75・0801)

## 奨学金等の受け付け

独立行政法人日本学生支援機構では災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還、返還期限猶予の願出、学生本人が居住する住宅に半壊以上などの被害を受けた人からのJASSO支援金の申請を受け付け。

※詳細は日本学生支援機構ホームページでご確認を。

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で同等の災害に遭った世帯の学生も対象になることがあります。

【問い合わせ先】 日本学生支援機構広報課 (☎ 03・6743・6011)

## 水道・下水道の修理

蛇口など給水装置や水洗便所など排水設備の修理を行う工事業者を案内します。

【問い合わせ先】 上下水道部お客様サービス課 (☎ 66・1028)

## 上下水道料金の減免

【対象】 家屋が全壊、半壊、一部損壊、給水管破損、床上浸水、床下浸水の被害を受けた人が避難所として使用した施設

【対象期間】 7月と8月の検針分

【減免額】 前年同期の使用水量と比較して、超過した水量に係る水道料金・下水道使用料

【問い合わせ先】 上下水道部お客様サービス課 (☎ 62・1632)

## 自治会などが行う被災者支援活動に交付金

京都府地域力再生プロジェクト支援事業(大雨被害被災地支援枠)

【対象団体】 自治会、自治連合会、NPO、PTA など

【対象活動】 8月31日(金)までに行う土砂・がれきの除去、被災家屋の清掃作業など

【交付額】 対象経費のうち上限30万円以内

【申請方法】 申請書を8月31日(金)までに中丹広域振興局か地域づくり支援課に提出

【その他】 後日、事業の実施状況がわかる資料(写真等)や経費に係る領収書の提出が必要

【問い合わせ先】 中丹広域振興局企画振興室 (☎ 62・2031)、地域づくり支援課 (☎ 66・1073)

## 農業災害ボランティアを派遣

【活動日時】 毎週土・日曜日 9時～16時

【派遣期間】 7月21日(土)～8月5日(日) (予定)

【派遣内容】 被災した農家等が依頼する農地のごみや作物の片付け等の作業で人力で行えるもの。

【派遣人数】 3～10人程度(その他、相談に応じます)

【派遣の決定】 事前に現地を依頼者立会の上、決定します。

【問い合わせ先】 まいづる農業災害ボランティアセンター事務局(農林課内、☎ 66・1023)

## 中小企業災害特別相談窓口

【開設時間】 ◆市役所…8時30分～17時(7月23日(月)までは19時まで) ◆舞鶴商工会議所…9時～17時(7月23日(月)までは19時まで) ◆中丹広域振興局…8時30分～17時15分。

【場所】 観光商業課、舞鶴商工会議所、中丹広域振興局商工労働観光室

【内容】 融資の相談や制度の案内

【対象】 被災を受けた商店などの事業者

【問い合わせ先】 観光商業課 (☎ 66・1024)、舞鶴商工会議所 (☎ 62・4600)、中丹広域振興局商工労働観光室 (☎ 62・2506)

## 労働相談窓口

労働基準監督署では次の相談を受け付けます。

◆災害の影響に関連する休業手当◆解雇等労働条件◆安全衛生◆労災補償に関すること など

【問い合わせ先】 労働基準監督署 (☎ 75・0680)

表面あり